

令和5年度 第3回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和5年 11月 13日(月) 午後2時～4時
グリーンパレス 高砂・羽衣

1. 開 会

2. 議 事

(1) 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川

区障害児福祉計画 意見聴取(懇談会)について 資料1

(2) 障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会について 資料2

(3) 江戸川区障害者計画の構成(案)について 資料3・4

(4) その他

3. 閉 会

江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・
第3期江戸川区障害児福祉計画 意見聴取（懇談会）

【当事者・家族】

| 団体名 | 地域で暮らし続けるために必要なこと | その他意見 |
|----------------------|--|---|
| 鹿本学園・白鷺特別 支援学校PTA | <ul style="list-style-type: none"> ・区民の障害者理解が進むといい。 ・遠方の施設ではなく、近くに入所できる施設がほしい。 ・卒業した後の不安や一人になった場合の区の支援がほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・いつ起きるかわからない災害が怖い。 |
| 五所連絡会 | <ul style="list-style-type: none"> ・重度のグループホームを増やしてほしい。 ・ショートステイを増やしてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護の時間数が少ない。 ・ヘルパーの人材不足、質の確保、研修を充実してほしい。 ・親子で入れる施設があればいい。 |

障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会

【地域生活継続課題】

| 内容 | 課題など |
|---------------|---|
| 地域生活支援拠点等 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援において、行政との継続的な協議の場が少なく、課題認識を共有できていない。 ・地域で暮らすことができる方も施設に入っている。 ・障害種別に関わらず、居場所や仲間の支え（ピアサポート）が、地域生活を維持するためには必要である。 ・親がサポートしている部分（金銭管理や不安の解消など）に代わるサービスがあるかどうか。また、そうした情報を親への周知がされているかどうか。 ・利用者の立場に沿った支援（体験など）が組み立てられていない。 ・重度訪問介護の支給量を増やすことで、施設から移行も増える。 ・部会を設置するといろいろな意見が出て活性化する。 ・地域の資源や人材を生かすことが必要。身体、知的、精神それぞれ障害種別かもしれないが、拠点等機能（特に体験の場）を果たせる社会資源が既にある。 ・なごみの家も含めて協議していく必要性がある。 |
| 車いす対応のグループホーム | <ul style="list-style-type: none"> ・重度対応のグループホームが少ない。 ・入居者の高齢化が進んでおり、エレベーターがないと2階へ上げることも難しい。 ・設置するには、建物・人材・お金が必要である。 ・区有地を活用して、官民共同のモデル事業ができないか。 ・事業所に対する補助金の充実。 |
| 6090 世帯への支援体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・5080 世帯への支援からまず考えていかないといけない。 ・24 時間の障害福祉サービスを受けながら、自宅を活用して住みたい。住み続けるということにおいて、区独自の制度（例えば自宅の活用のための改修資金補助や職人の提供等）が設けられるか。 ・障害福祉と介護保健との連携とは、本人が65歳になったら介護保険サービスに引き継ぐことではなく、6090 世帯など、介護保険を利用したい障害者世帯が、介護保険サービスの合理的配慮も含めて、適切なサービスを利用できるようにすること。 |

【災害要配慮者支援】

| 内容 | 課題など |
|-----------------|---|
| 避難場所、避難方法、福祉避難所 | <ul style="list-style-type: none">・福祉避難所に指定されているが、夜間や土日対応ができない。・医療的ケアが必要な方は、電源確保が重要である。・過去の災害でも、周りに迷惑がかかることを恐れて、障害者が避難所へ行くことをためらってしまう。・区、福祉避難所、障害者、サービス提供事業者等について、災害が発生したらそれぞれが何をすべきか、個別の計画とは別に全体像・課題を共有した方がよい。・発災時には各支援団体が個別に活動するため、全体の支援活動の把握・調整の仕組みが必要である。・水害では広域避難を呼びかけるが、宿泊補助制度を知らない方もいるので周知した方がよい。・広域避難先の他区市町村の状況がわかるといい。・多様な障害特性に応じた避難所での対応が必要である。・福祉避難所は個別計画を作成している避難行動要支援者が対象であることの周知が必要である。・水害時に広域避難が困難な避難行動要支援者のための福祉避難所は、1週間以上水が引かない地域を除外するため、その数が不足している。・避難行動要支援者の要件緩和にあたっては日中独居の場合等の状況についても考慮する必要がある。 |

第 1 章 障害者計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

令和 5 年度をもって現行の「江戸川区障害者計画」(以下、「障害者計画」という。)が終了となるため、本区の施策進捗状況及び障害者制度の動向や区の指針を踏まえ、「江戸川区障害者計画」を策定します。

また、「第 7 期江戸川区障害福祉計画・第 3 期江戸川区障害児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「江戸川区障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「第 7 期江戸川区障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「第 3 期江戸川区障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

| 項 目 | 障害者計画 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
|------|--------------------------------------|---|---|
| 名 称 | 江戸川区障害者計画 | 第 7 期 江戸川区障害福祉計画 | 第 3 期 江戸川区障害児福祉計画 |
| 根拠法令 | 障害者基本法 (第 11 条第 3 項) | 障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項) | 児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項) |
| 性 格 | 障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的) | 障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画(実施計画的) | 児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画(実施計画的) |
| 計画期間 | 5 年 | 3 年 | 3 年 |
| 備 考 | 策定義務(平成 19 年度～) [平成 18 年度以前は努力規定] | 策定義務 (平成 18 年度～) | 策定義務 (平成 30 年度～) |

(2) 近年の関連法令の改正

障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年 9 月に日本は障害者の権利に関する条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成 26 年 1 月に批准、同年 2 月に効力を発生しました。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障害者の権利を実現するための措置などについて定めたものです。

精神保健福祉法の改正

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」という。)は障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するものです。

令和 4 年の障害者総合支援法改正により、精神保健福祉法についても、医療保護入院の見直しや、「入院者訪問支援事業」の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進等改正されました。

児童福祉法等の改正

平成 24 年 4 月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障害児支援の強化が図られました。障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。

また、平成 28 年 6 月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

令和 6 年 4 月の児童福祉法等の改正において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型(福祉型・医療型)の一元化が行われます。

障害者総合支援法の施行と改正

従来の「障害者自立支援法」が、平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正され、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。基本理念は、障害者基本法の目的規定を踏襲しており、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを謳っています。また、制度の谷間にあった難病患者が障害者の範囲に加えられたほか、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホー

ム)への一元化などが定められました。

また、平成28年6月改正では、平成30年4月から、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」などのサービスが追加されることになりました。令和4年の改正では、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、共同生活援助の支援内容を法律上明確化することや、「就労選択支援」の創設、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等が定められています。

障害者雇用促進法の改正

平成25年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)が改正され、平成28年度から雇用分野における障害者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることが規定されました。

令和3年3月から法定雇用率が引き上げられ、民間2.3%、国・地方公共団体等2.6%、都道府県等の教育委員会2.5%となっています。さらに、令和5年度からの障害者雇用率は2.7%と改め、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとされています。

令和4年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和5年4月1日以降に順次施行されます。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が令和4年5月25日に公布・施行されました。同法は障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

東京都手話言語条例の施行

東京都では、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、条例を制定し、令和4年9月1日に施行しました。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針

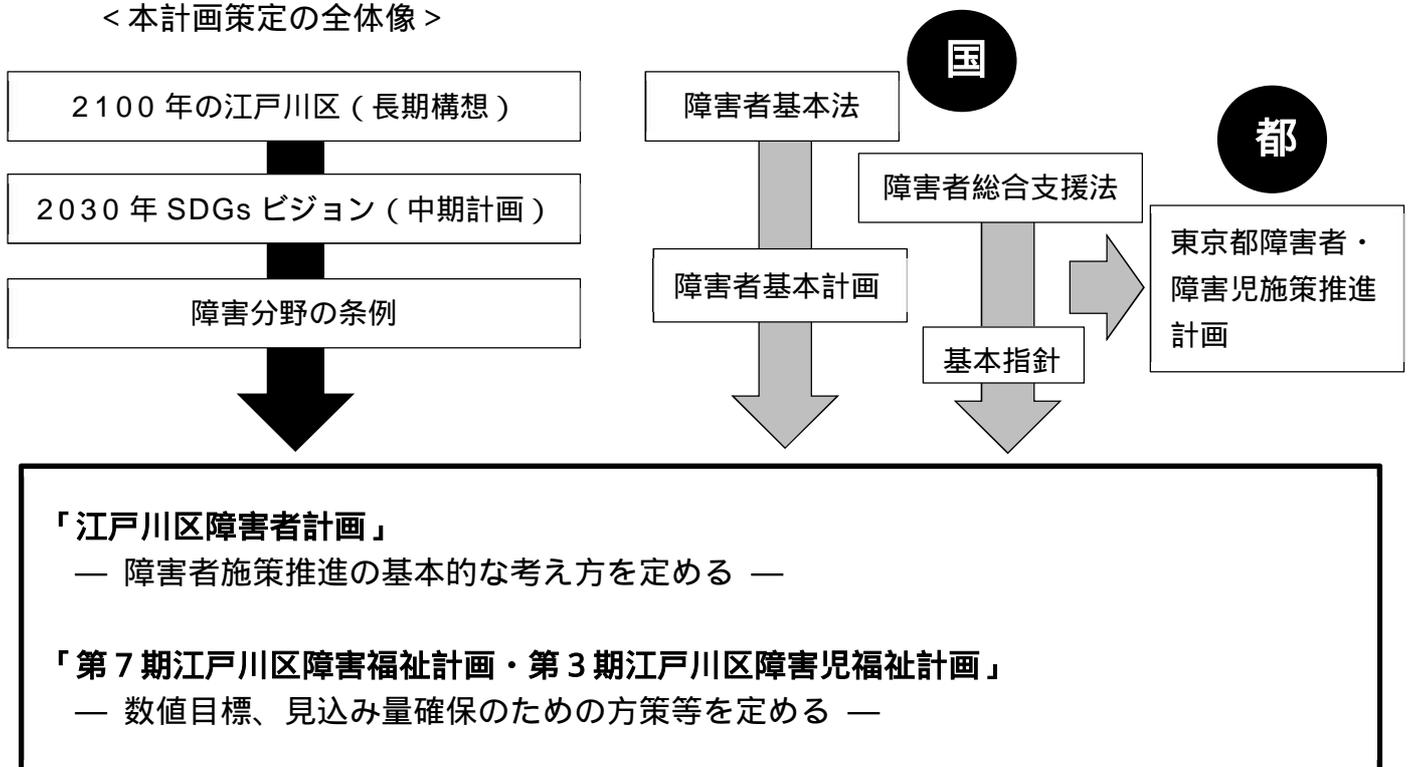
令和5年(2023年)5月には、本計画の指針となる「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針」が示されました。

(3) 江戸川区全体計画との関連

本計画は、以下の関連計画等との調和と整合の下に、策定しています。

- ・ 障害者の権利に関する条約の理念を尊重する。
- ・ 「2100年の江戸川区(長期構想)」と方向性を同一にする。
- ・ 共生社会の実現に向けた区のSDGsの取り組みとの調和を図る。
- ・ 「第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害福祉計画」(根拠法令：障害者総合支援法第88条及び第89条)と整合を図る。
- ・ 「江戸川区地域福祉計画」(根拠法令：社会福祉法第107条)、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画」(根拠法令：老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条)、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」(根拠法令：子ども・子育て支援法第61条)等の関連する区の他計画との調和を保つ。
- ・ 「東京都障害者・障害児施策推進計画」との連携を図る。

< 本計画策定の全体像 >



3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から10年度(2028年度)までの5年間とします。

| 計画名/年度 | R 3 2021 | 4 2022 | 5 2023 | 6 2024 | 7 2025 | 8 2026 | 9 2027 | 10 2028 | 11 2029 | 12 2030 |
|---------|-------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|--------------|------------|------------|------------|
| 障害者計画 | H24～R5年度 | | | R6～R10年度 | | | | | R11年度以降 | |
| 障害福祉計画 | 第6期 第2期 | | | 第7期 第3期 | | | 第8期 第4期以降 | | | |
| 障害児福祉計画 | | | | | | | | | | |

4 計画の対象

障害者計画は、障害者基本法第2条第1項に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」障害者を対象としています。

障害福祉計画および障害児福祉計画は、障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児を対象としています。

< 障害者の定義 > 18歳以上で、以下に該当する者

| 種別 | 定義（障害者総合支援法第4条第1項） |
|--------------------|--|
| 身体障害者 | 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 |
| 知的障害者 | 知的障害者福祉法にいう知的障害者 |
| 精神障害者 （発達障害者含む） | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。） |
| 難病等の患者 | 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者 |

< 障害児の定義 > 18歳未満で、以下に該当する者

| 種別 | 定義（児童福祉法第4条第2項） |
|--------------------|---|
| 身体障害児 | 身体に障害のある児童 |
| 知的障害児 | 知的障害のある児童 |
| 精神障害児 （発達障害児含む） | 精神に障害のある児童 （発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。） |
| 難病等の児童 | 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて、障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が、同項の厚生労働大臣が定める程度である児童 |

第2章 障害者計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害のある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

区では、令和12年(2030年)まで目標や具体的施策をまとめた中期計画である「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」とともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」を定めます。障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組は、次に掲げる事項を最大限尊重して推進していきます。

- ・障害のある人において、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- ・障害のある人において、自分らしさ及び自己決定が尊重され、円滑に意思決定支援を受けられること。
- ・障害のある人が、障害を理由とする差別によって、その権利利益が侵害されないこと。
- ・障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らすことができること。
- ・関係者の連携により、障害のある人が、その障害の特性及び生活の実態に応じて、個人の能力及び個性を發揮できること。
- ・障害のある人において、その性別、年齢、状態等に応じた適切な配慮がなされること。
- ・障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられること。
- ・障害のある人が、可能な限り、言語(手話等を含む。以下同じ。)その他の意思疎通のための手段(点字、拡大文字、筆談、音声読み上げ、平易な言葉、その他意思疎通に困難がある人において意思疎通をしやすくするためのあらゆる手段を含む。以下同じ。)についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られること。
- ・障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされること。

こうしたことを踏まえ、障害者施策推進の基本理念を次のように定めます。

基本理念

「自立」

障害のある人とその家族が地域の中で自立して生活ができ、安心して毎日が暮らせる地域社会づくりをめざします。

「共生」

障害のある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が信頼しあい、また、互いに助けあい、障害の有無にかかわらず共に生きるあたたかみのある地域社会づくりをめざします。

「社会参加」

障害のある人が、さまざまなことに出会い、ふれあい、区民の一人として創造的に活動し、生きがいを持って地域社会に貢献できる環境づくりをめざします。

2 基本目標

基本目標 1 ともに生きる仕組みづくり

区では、「ともに生きるまちを目指す条例」を制定し、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。障害のある人が、個人としての尊厳が尊重され、地域社会の一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保たれ、障害のある人もない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる仕組みづくりに取り組みます。

基本目標 2 やさしいまちづくり

すべての人が移動しやすいまち、使いやすい施設づくりをめざします。また、災害時に備え、避難行動要支援者の範囲を見直すとともに、発災時における避難行動要支援者への支援（支援者・避難場所・必要物資・器材）のさらなる検討を行い、具体的な体制整備、物資の確保を行い、発災時に備えます。

基本目標 3 生活を支える基盤づくり

障害のある人が、地域で安心して生活をしていくために、福祉・保健・医療等の機関が連携して支援を行うとともに、重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための体制（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門人材の確保・育成、地域の体制づくり）を整備し、地域全体で生活を支える体制を目指します。

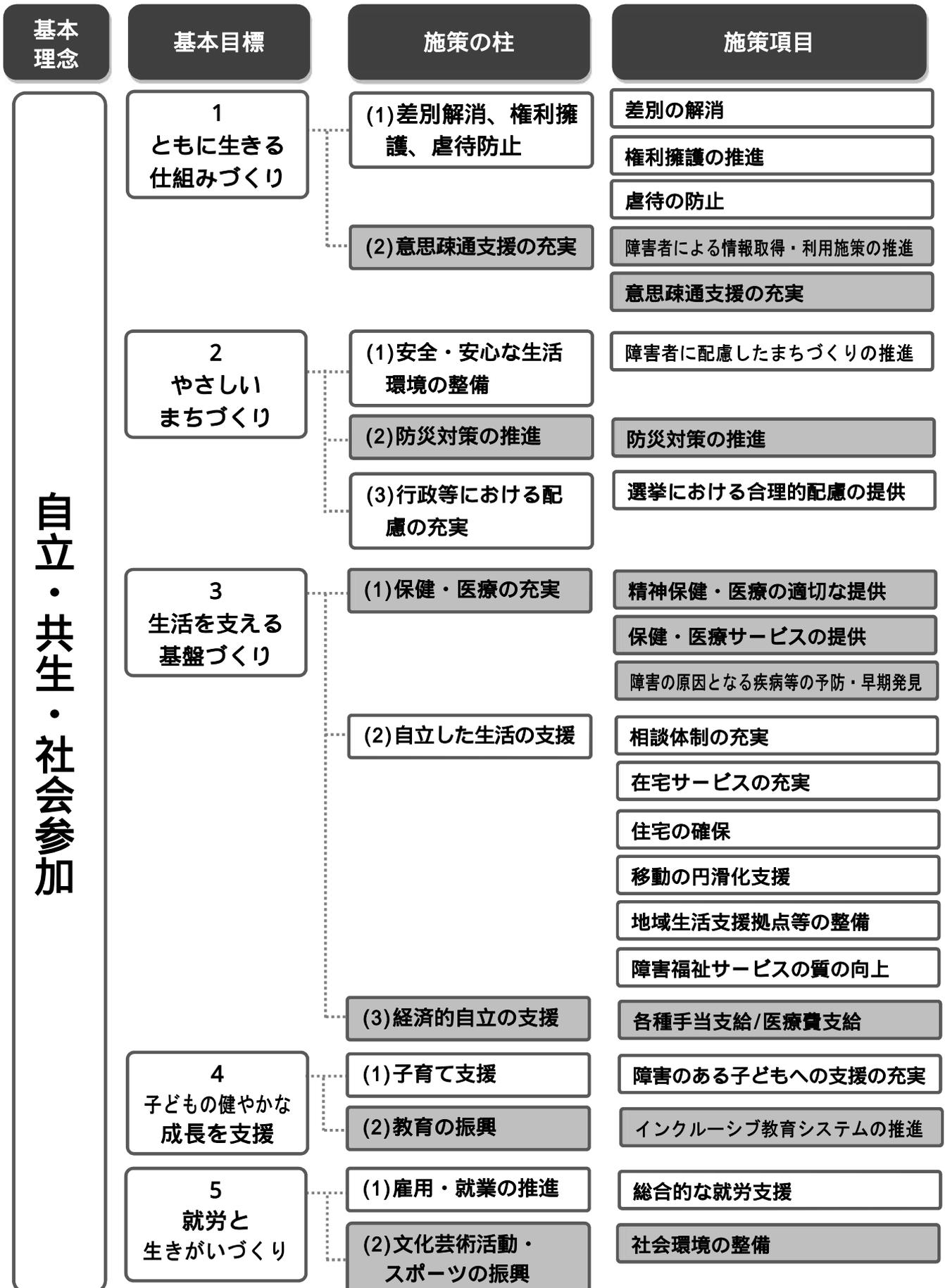
基本目標 4 子どもの健やかな成長を支援

子どもの発育や発達への気がかりや心配を抱える保護者が、気軽に身近なところで相談できる環境を整備し、安心して地域で子育てが出来る支援体制（相談機能、高い専門性と適切な発達支援機能、家庭支援機能）の充実を目指します。早期対応の重要性から未就学児に関わる地域の関係機関に対し、支援内容等の助言・援助機能を強化していきます。

基本目標 5 就労と生きがいづくり

障害のある人一人ひとりの適性や希望に合った就労支援を提供するとともに、国の就労支援施策改正に沿った新たな支援の整備を進めていきます。また、障害のある人が、区内で気軽に利用できる文化活動、スポーツ活動の実施環境整備及び充実を進めていきます。

3 施策体系図



事業名

| | | |
|-----------------------------------|---------------------------|---------------------|
| ボランティア活動への支援 | 障害者理解への取組み | 地域自立支援協議会の開催 |
| 安心生活サポート事業(日常生活自立支援事業) | 成年後見制度の利用促進 | 成年後見なんでも相談 |
| 障害者虐待防止事業 | 福祉サービスに関する苦情相談 | |
| 声のたより・広報、点字広報 | 区ホームページ等への配慮 | |
| 手話通訳等の推進 | アプリによる支援 | |
| 道路、交通機関、公共施設のバリアフリー | バリアフリーマップの作成 | |
| 福祉避難所のあり方と増設の検討 | 福祉避難所の備蓄・支援のあり方 | |
| 投票機会の確保 | | |
| 保健師等医療専門職による活動 | | |
| 口腔保健センター(障害者歯科診療) | 自立支援医療の給付 | |
| 妊婦健康診査 | 乳幼児健康診査 | |
| 基幹相談センター リハビリ運動相談 | こころの健康相談 地域連携ネットワークの推進 | 自殺防止対策 |
| 障害者在宅サービス 困難事例対応(こころの健康サポート事業) | 精神障害者自立生活体験 | 介護者支援 |
| 重症障害者向けグループホーム整備事業 | 精神障害者居住支援 | 家賃助成 |
| 福祉有償運送の充実と拡充 | 自動車燃料費・タクシー利用の助成 | |
| 地域生活支援拠点等の整備 | | |
| 障害福祉サービス事業者支援事業 | | |
| 各種手当の支給 | 医療費の助成 | 扶養共済制度 |
| 児童発達支援センター機能の充実 区立児童相談所の運営 | 育成室 特別支援教育 | 就学相談 医療的ケア児支援の充実 |
| 幼稚園・保育園のインクルーシブ保育 | 区立小・中学校のインクルーシブ教育 | |
| 障害者就労相談事業 障害者雇用優良企業表彰 | 障害者就労訓練事業 | 障害就労支援ネットワーク事業 |
| パラスポーツへの支援 農福連携事業 | 障害者作品展への助成 | 点字図書 |

第3章 障害者計画の推進(案)

基本目標 1 ともに生きる仕組みづくり

現状と課題

江戸川区では、令和3年7月に「江戸川区ともに生きるまちを目指す条例」を制定し、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現することを宣言しました。そして、この条例を基本とした個別条例として、令和5年11月には「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」を制定し、障害のある人が、個人としての尊厳が尊重され、地域社会の一員として自分らしく暮らしていくことをめざしています。

令和4年11月に実施した計画策定のためのアンケート調査結果によると、「区の生活支援に関するサービスの入手先」は、「広報えどがわ・区ホームページ・えどがわ区民ニュース」が3割であった一方、「特に情報を得ていない」が2割となっています。区では、令和5年10月より「障害者アプリ」を配備し、必要とする情報を簡単に入手するための1つの仕組みを開始しました。今後も、誰もが平等に必要な情報を簡易に入手でき、情報弱者をつくらない環境を整備していくことが必要です。

また、計画策定のためのアンケート調査で「障害者差別を感じることもあるか」という設問に対し、“感じることは特にない”と答えた障害当事者の方が5割であった一方で、「障害者差別解消」の認識度は1割程度でした。また、同時期に実施した区民世論調査では、「地域社会の中に障害のある人への差別・偏見があると思うか」という設問に、“特に感じない”と答えた人が全体の6割を超える結果となっています。これらの状況から、障害者差別の正しい理解が課題となっていることが窺えます。

施策の柱(1) 差別解消、権利擁護、虐待防止

施策項目 1 差別の解消

ボランティア活動への支援

【所管：文化課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|--|
| <p>・ボランティア団体への支援 ホームページ等により、ボランティア活動の情報提供を実施します。また、ボランティア登録団体へ活動費を助成します。</p> <p>・コーディネート・相談 ボランティアに関するコーディネートや相談機能を充実します。</p> | <p>各団体の活動を継続的に支援するとともに、情報提供により広く周知し、団体活動の促進を図ります。</p> <p>ボランティアに関するコーディネートや相談機能を充実し、障害等のある方の生活や社会参加を支援します。</p> |

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|--|
| <p>・ボランティア人材の育成 手話ボランティア養成講座等を開催し、障害のある人の支援に必要な人材を計画的に育成します。</p> | <p>障害のある人の支援に必要な人材の確保のため継続して実施します。</p> |

障害者理解への取組み 【所管：ともに生きるまち推進課、環境課、障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>・「ともに生きるまちを目指す条例」の制定 障害者をはじめ、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現を目指し、条例を制定しました。</p> <p>・「ともに生きるまちを目指す条例」をわかりやすく表現した絵本の作成 視覚障害者向けに、音声で絵本の内容を理解することができるよう、オーディオブックを作成し、区公式ウェブサイトおよび TOMONI サイトで公開しています。</p> <p>・TOMONIサイトの開設 区が目指す共生社会について発信・PR していく「TOMONI サイト」に、サイトの文字読み上げ機能や、文字の拡大機能および色味調整機能などのアクセシビリティ対応を行っています。</p> <p>・江戸川区ユニバーサルデザインマスタープランの策定 目指すべき共生社会の実現に向け、ハード・ソフト両面でのバリアフリーを明確な視点を持って一層推進していくため、「江戸川区ユニバーサルデザインマスタープラン」を策定しました。</p> <p>・地域清掃への参加 企業、周辺町会・自治会と障害者団体が一緒に清掃を行い、障害者団体の地域貢献及び地域交流を促進します。</p> <p>・障害者コミュニケーション支援理解促進出前講座 小中学校の児童・生徒を対象にした、手話出前講座を実施します。</p> | <p>ともに生きるまちを目指す条例の関連条例として個別条例を該当の主管課にて作成する予定です。</p> <p>今後も、絵本の普及啓発と併せ、オーディオブックの存在も周知していきます。</p> <p>「TOMONI サイト」の見やすさを追求し、さらなるユニバーサルデザインを目指していきます。</p> <p>バリアフリー促進地区を中心に、社会情勢の変化やまちづくりの進捗に合わせ、PDCA サイクルを用いて継続的に見直し・改善を行います。</p> <p>清掃活動を通じて、障害のある方に対する理解を深める機会を提供します。</p> <p>障害者理解の推進のため、今後も継続して実施します。</p> |

地域自立支援協議会の開催**【所管：障害者福祉課】**

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---------------------------------|
| 障害者福祉に関する現状や課題の認識の共有化を図るため、定期的に協議会を開催します。 | 引き続き、情報共有や意見交換を行い、共通理解の醸成に努めます。 |

施策項目 2**権利擁護の推進****安心生活サポート事業(日常生活自立支援事業)****【所管：福祉推進課】**

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| 判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるように次のような支援をします。 福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用手続き、利用料の支払い手続き等の援助 日常的な金銭管理の援助、通帳・権利書など重要書類の預かり | 本人のニーズや課題解決のため、本人を中心とした地域支援体制づくりを進めていきます。 |

成年後見制度の利用促進**【所管：福祉推進課】**

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| 区と中核機関である安心生活センターが連携し、知的障害者・精神障害者・身体障害者に対して区長申立等の成年後見制度を活用した支援の充実を図ります。また、後見人等の候補者についても適切に選任されるようマッチング支援を行うことや、所得が少なく後見人等への報酬費用を負担することが困難な方へ費用の助成を行います。 | 必要な方へ適切な支援ができるよう、より一層の普及啓発活動に取り組んでいきます。 |

成年後見なんでも相談**【所管：福祉推進課】**

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---|
| 成年後見制度利用(任意後見制度)を考えている方からの相談を受け付けます。 申立書作成については、助言または専門職へつなぎます。 | 判断能力に不安がある場合でも、地域で安心して生活ができるよう相談支援を実施します。 |

施策項目 3**虐待の防止****障害者虐待防止事業****【所管：障害者福祉課】**

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|-----------------------|
| ・江戸川区障害者虐待通報ダイヤル 障害のある方への虐待や疑いについて、24時 | 障害者虐待を未然に防ぎ、利用者の権利を守る |

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>間対応で相談を受け付けます。</p> <p>・ 障害者虐待防止研修 障害者施設職員を対象にした、虐待防止研修を実施します。</p> | <p>ため、今後も継続して実施します。</p> <p>職員への理解促進と普及啓発のため、今後も継続して実施します。</p> |

福祉サービスに関する苦情相談

【所管：福祉推進課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|--|
| <p>福祉サービスに対する「苦情解決委員制度」を設け、福祉サービスに対しての苦情不満などを公正中立な立場で対応します。</p> | <p>サービスの提供にあたっては利用者の意思が尊重されるよう、今後も継続して実施します。</p> |

施策の柱（２）意思疎通支援の充実

施策項目 1

障害者による情報取得・利用施策の推進

声のたより・広報、点字広報

【所管：広報課、区議会事務局】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|-----------------------------------|
| <p>視覚障害のある方に対し、・声のたより・声の広報・点字広報・声の区議会だより・声の便利帳を発行します。</p> <p>また、字幕入りの広報ビデオ・えどがわ区民ニュースを放映し、希望する方に DVD を貸し出します。</p> | <p>利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。</p> |

区ホームページ等への配慮

【所管：広報課、区議会事務局】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--|
| <p>視力の弱い人や色の識別が苦手な人、日本語を読むのが苦手な人が快適に閲覧するためのアクセシビリティ・サポートツール（音声読み上げ、文字の拡大、背景色と文字色の変更等）を導入しています。</p> | <p>リニューアルによる方針の検討を進めているところですが、何らかの形でアクセシビリティを担保します。</p> <p>デジタル庁や総務省からのガイドラインをもとに検討し、対応していきます。</p> |

手話通訳等の推進

【所管：障害者福祉課、区議会事務局】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚等に障害のある方のコミュニケーション支援を図ります。また、区役所本庁舎においても、定期的に手話通訳者を配置します。</p> <p>・手話通訳者緊急派遣 聴覚障害者が救急車で医療機関に搬送された際に、要望により手話通訳者を当該医療機関に派遣します。</p> <p>・リレー手話通訳 健聴の手話通訳者が表す手話通訳ではうまく意思疎通できない方について、より円滑な意思疎通ができるよう健聴の通訳者に加え、ろうの通訳者を派遣します。</p> <p>・手話 本会議におけるインターネット中継の手話通訳</p> <p>・登録手話通訳者養成講座 区の手話通訳者派遣事業で活動していただく手話通訳者の養成を行います。</p> | <p>利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。</p> <p>これまでの実施状況やニーズを踏まえ、継続を検討します。</p> <p>利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。</p> <p>継続</p> <p>手話通訳者派遣事業の充実を図るため、今後も継続して実施します。</p> |

アプリによる支援

【所管：障害者福祉課、防災危機管理課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---|
| <p>・障害者支援アプリ 障害者のアクセシビリティ向上のため、プッシュ型のお知らせ配信機能や障害の等級等に応じたサービスを検索することができます。</p> <p>・江戸川区防災アプリの機能追加 防災行政無線放送をアプリにて視聴できる機能を追加しました。 PUSH 通知機能 一部のアンドロイド端末では自動起動で視聴が可能</p> | <p>利用者の利便性の向上やニーズを踏まえ、支援を充実することで利用の拡大を図ります。</p> <p>防災講演会や区ホームページ等で周知し、活用を促進します。</p> |

基本目標 2 やさしいまちづくり

現状と課題

ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や移動の円滑化支援等により、障害のある人が暮らしやすいまちとして整備していくことは、誰もが快適で生活しやすいまちとなります。

令和3年度に障害者や高齢者等を対象に実施した江戸川区ユニバーサルデザインマスタープラン策定のためのバリアフリー調査結果では、道路の歩道や路側帯、自転車レーン整備による歩行者の安全性の確保の面で、「不満足」が各々75%、88%となっており、誰もが安心、安全に支障なく円滑に利用できる道路や公共施設等の整備を推進する必要があります。

また、計画策定のためのアンケート調査結果によると、災害時に近隣の援助の有無について、「援助者がいる」との回答は、全体の2割に留まっています。

本区では、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、現在、障害のある方等を対象とした避難行動要支援者を7,400人規模としていますが、今後、対象者要件を見直し、真に避難支援を必要とする方の対象を拡げていくことを検討中です。

災害時に障害のある人が安全に避難するためには、日頃から避難の方法や避難場所等について事前に個別避難計画を立て、家族、近隣者及び関係者で共有しておくことが必要です。

施策の柱(1) 安全・安心な生活環境の整備

施策項目 1 障害者に配慮したまちづくりの推進

道路、交通機関、公共施設のバリアフリー【所管：水とみどりの課、公園整備課、土木部保全課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---|
| <p>・公園のバリアフリー 既存公園の改修に伴い、出入口などのバリアフリー整備を更に進めます。</p> <p>・インクルーシブ公園の整備 年齢や性別、国籍、障害の有無に関係なく、誰もが一緒にふれあいながら楽しく過ごせる公園を整備します。</p> <p>・道路・公共施設等の整備 道路改修にあわせて、歩道巻き込み部の段差を解消していきます。視覚障害者を安全に誘導する視覚障害者誘導用ブロックを設置していきます。また、視覚障害者の歩行移動を支援する音声誘導装置を、公共施設や駅・バス停などに順次設置します。</p> | <p>安全・安心で快適に利用できる公園の実現に向け、利用者の利便性向上のため、今後も継続して実施します。</p> <p>現状のニーズを把握しながら整備を進めます。利用者の安全性・利便性向上のため、今後も継続して実施します。</p> |

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|--|
| ・エスコートゾーンの設置 視覚障害者の道路横断を支援するエスコートゾーンの設置を警視庁に要請していきます。 | 横断歩道における視覚障害者の一層の安全確保のため、継続して要請していきます。 |

バリアフリーマップの作成

【所管：都市計画課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|----------------------------------|--|
| 障害者団体との協働により、バリアフリーマップを改訂・周知します。 | ユニバーサルデザインマスタープラン策定に伴うマップの改訂・周知を実施します。 |

施策の柱（２）防災対策の推進

施策項目 1

防災対策の推進

福祉避難所のあり方と増設の検討

【所管：災害要配慮者支援課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--|
| ・福祉避難所への直接避難 避難行動要支援者が福祉避難所へ直接避難することができるようにしていきます。 | 要配慮者が安全に避難し安心して避難所生活を送ることができるよう、個別避難計画を作成していくとともに、平常時から関係団体や事業者との連絡会議や避難訓練等を通して、さらなる連携強化を図ります。 |
| ・福祉避難所のさらなる拡充 災害時協力協定の締結先を拡大し、福祉避難所を確保していきます。 | |

福祉避難所の備蓄・支援のあり方

【所管：災害要配慮者支援課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--|
| ・福祉避難所での資器材・人材の確保 福祉避難所における必要な物資・器材や専門人材を確保していきます。 | 関係団体や民間事業者と協定を締結するなど連携により、福祉避難所の受入体制を整備していきます。 |

施策の柱（３）行政等における配慮の充実

施策項目 1

選挙における合理的配慮の提供

投票機会の確保

【所管：選挙管理委員会事務局】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|----------------------|
| ・仮設スロープの設置 投票所内に階段などの解消が出来ない段差 | 障害のある方が円滑に投票することができる |

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|------------------------|
| <p>がある際に、業者に依頼し当日投票時に仮設スロープを設置します。</p> <p>・声の広報 選挙公報を全文音読した CD を希望者に、投票日 2 日前までに配布します。</p> <p>・投票支援カード 入場整理券に配慮して欲しい事項を記入できる投票支援カードを同封し、投票時に提示があれば、それに基づいて支援を実施します。</p> | <p>よう今後も継続して実施します。</p> |

基本目標 3 生活を支える基盤づくり

現状と課題

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、一人ひとりの障害の種別や特性に応じた保健・医療や在宅生活を支える様々なサービスの充実、居住の場の整備等が必要です。そして、それらのサービスについて、身近なところで気軽に相談ができ、障害のある人一人ひとりのニーズを整理した上で、寄り添った支援ができる相談支援が必要です。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、今後充実すべき区の施策では、「いつでも気軽に相談できる窓口」が最も多く、障害種別や年齢に関わらず多くの要望が寄せられています。身近な場所で気軽に立ち寄ることができ、かつ、広範な相談に応じられる相談窓口の整備が求められており、喫緊の課題となっています。

地域生活の継続の面では、同調査で「介護をする側の悩みや不安」について聞いたところ、「親の老後・亡き後の生活や財産管理」への不安が4割を超えた結果となっています。また「希望する将来の暮らし」については、介護する側では、約3割が「家族や親族と自宅で暮らしてほしい」と答え、障害当事者では「今の家族と暮らしたい」が約5割となっています。

また、「障害当事者・家族との懇談会」で、「地域で暮らし続けるために必要なこと」について話し合ったところ、「施設入所ではなく、家族介護に頼ることなく、安心して地域生活を送れる地域づくり（地域の理解・障害者が憩える居場所の設置・グループホームの整備など）が必要」との意見が寄せられました。また、同様に「関係事業者との懇談会」では「切れ目ない支援のための事業者間の連携が必要」「様々な課題について相談できる窓口がほしい」等の意見が寄せられています。

さらに、計画策定のためのテーマ別懇談会「地域生活継続課題懇談会」では、「車椅子対応もできる重度対応のグループホームが少ない。」「介護する側の高齢化を踏まえ5080世帯への支援から考えていく必要がある。」「施設入所至上主義ではなく、障害福祉サービスを受けながら自宅生活の継続を考えるべき。」などの意見が寄せられました。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害当事者・家族、関係機関が協議する場を継続的に設け意見を集約していくこと、合わせて「地域生活支援拠点等」の整備を具体的に進めていくことが必要です。

施策の柱（1）保健・医療の充実

施策項目 1 精神保健・医療の適切な提供

保健師等医療専門職による活動

【所管：健康サービス課、保健予防課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|-------------------------------------|---------------|
| ・心理経過観察集団指導 精神発達、対人関係、コミュニケーションに | 今後も継続して実施します。 |

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---|
| <p>問題・障害のある児とその保護者を対象に集団での遊びやグループワークを通じて支援をします。</p> <p>・高次脳機能障害者支援 高次脳機能障害についての当事者・家族からの相談に医師等の専門スタッフが応じ、リハビリ訓練や家族の集いなども実施します。</p> <p>・精神保健講演会 障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりをめざし、区民の精神障害に関する正しい知識の習得と理解の促進のため、講演会を開催します。</p> <p>・ボランティア講座 精神障害者のための施設等においてボランティアを希望する人のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。</p> <p>・心の交流スポーツ大会 スポーツを通じて、精神障害者支援施設等の利用者と健康サポートセンターの心の専門グループワーク参加者との交流を図ります。あわせて地域との交流も図り、ともに暮らせる社会を目指します。</p> | <p>当面継続予定</p> <p>当面継続予定</p> <p>当面継続予定</p> <p>当面継続予定</p> |

施策項目 2

保健・医療サービスの充実

口腔保健センター（障害者歯科診療）

【所管：健康推進課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>障害のある方や要介護高齢者で地域の歯科医院で治療を受けることが難しい方の歯科診療を行います。</p> | <p>障害のある方の口腔保健の向上を目指し、今後も継続して実施します。</p> |

自立支援医療の給付

【所管：障害者福祉課、保健予防課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---------------------------------------|----------------------------|
| <p>更生医療、育成医療、精神通院医療に対して医療費を給付します。</p> | <p>法内事業のため、継続となる見込みです。</p> |

施策項目 3

障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

妊婦健康診査

【所管：健康サービス課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---------------|
| 妊娠経過の適切な把握により、流・早産、妊娠高血圧症候群、低体重児出生などの予防を図り安全な出産へと導きます。 | 今後も継続して実施します。 |

乳幼児健康診査

【所管：健康サービス課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---------------|
| 乳幼児期に以下のような健康診査を実施します。 3・4か月児健康診査・6か月児・9か月児健康診査 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査 乳幼児経過観察健診・乳幼児精密健診 | 今後も継続して実施します。 |

施策の柱（2）自立した生活の支援

施策項目 1

相談体制の充実

基幹相談センター

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---|
| <p>・自立生活支援センター 区内の障害者、介護者等に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活能力を高めるための支援、介護相談及び各種情報の提供等を総合的に行なう。また、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者又は障害児の保護者に対し、適切な相談及び援助を行うことを目的とする。その他、ピアカウンセリング・専門機関の紹介等を行います。</p> <p>・心身障害者相談員 障害者及び障害児の保護者の身近な地域の相談者として、相談、助言、支援を行います。</p> <p>・障害者相談支援 障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び障害福祉サービスの利用支援等を、障害者福祉課などの窓口で行います。</p> | <p>後日調整</p> <p>ニーズの変化に伴い、今後の事業体制を検討します。</p> <p>利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。</p> |

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--|
| <p>・基幹相談支援センター 身体障害者や知的障害者、精神障害者の福祉に関する総合相談窓口としての機能を担います。不当な差別的取り扱い、合理的配慮に関する相談を受け付けます。</p> | <p>利用者の権利を守り利便性を保つため、今後も継続して実施します。</p> |

こころの健康相談

【所管：健康サービス課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|----------------------|
| <p>こころの病気を疑うさまざまな症状に悩んでいる本人や家族に対して専門医が個別相談に応じます。</p> | <p>今後も継続して実施します。</p> |

自殺防止対策

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|------|--------|
| | |

リハビリ運動相談

【所管：健康サービス課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|-----------------------------------|
| <p>心身機能の低下予防や生活習慣病予防、乳幼児の運動発達などについて、理学療法士・作業療法士が相談に応じ、区民の日常生活の自立や生活の質の向上と社会参加、養育者への育児不安の解消を図ります。</p> | <p>利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。</p> |

地域連携ネットワークの推進

【所管：福祉推進課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---|
| <p>本人の意思決定が尊重され安心して暮らしが続けられるよう、地域全体で支援・見守りを行うネットワークづくりを進めます。</p> | <p>「地域共生社会の実現」に向けて、ネットワークの強化を行っていきます。</p> |

施策項目 2

在宅サービスの充実

障害者在宅サービス

【所管：清掃課、障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|------------------------------|
| <p>在宅の障害者（児）等に対し、以下の必要なサービスを提供します。</p> | <p>利用者の利便性向上や経済的負担軽減のため、</p> |

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--|
| <u>戸別訪問収集</u> <u>日常生活用具の給付・貸与</u> <u>車いすの貸与</u> <u>補装具購入費・修理費の支給</u> <u>寝具乾燥消毒サービス</u> <u>福祉理美容サービス</u> <u>紙おむつ等の支給</u> <u>おむつ使用料の助成</u> <u>住まいの改造助成</u> <u>民間緊急通報システムの設置</u> | 今後も継続して実施し、在宅生活の支援をします。今後、障害者本人やその家族等の高齢化・重度化に伴い、さらにきめ細やかな時代に合わせたサービスの提供について研究します。 |

精神障害者自立生活体験

【所管：保健予防課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--------|
| 病院・施設等から地域生活に向けての訓練や病状悪化防止のための休息、又は一時的に家族支援が受けられない時などに安心して過ごせる専用居室が活用できます。 | 当面継続予定 |

介護者支援

【所管：障害者福祉課、健康サービス課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・<u>重度脳性まひ者の介護者への介護券の給付</u> 重度脳性まひ者の生活圏の拡大を図るため、介護をする家族に対し介護券を給付します。 ・<u>家族教室</u> 統合失調症やうつ病等が疑われる人の家族を対象に、病気、本人への接し方、医療・福祉制度などについて学習する場として開催します。 | <p>都制度のため、継続となる見込みです。</p> <p>今後も継続して実施します。</p> |

困難事例対応（こころの健康サポート事業）

【所管：健康サービス課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--|
| 精神障害者（あるいは疑い）の、医療機関や障害福祉サービス等による安定的な支援をうけることが困難な状況や、単身あるいは家族が疾病・障害・高齢等で支援が得られにくい状況を改善し、地域で安定した生活ができるよう専門相談員と地区担当保健師がチームで支援します。 | 精神障害者（あるいは疑い）や家族が疾病・障害・高齢等の支援が得られにくい状況を改善し、地域で安定した生活ができるようチーム支援の強化を図ります。 |

重症障害者向けグループホーム整備事業

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---|
| <p>・障害者グループホーム等整備費補助 障害者グループホーム等の整備に要する費用の一部を補助します。</p> <p>・障害者グループホーム体制強化支援事業費補助 重度障害者の受入体制の強化を行っている事業所に対して、その運営に係る費用の一部を補助します。</p> <p>・障害者グループホーム消防用設備整備費補助 重度障害者を受け入れている事業所に消防用設備を設置する費用の一部を補助します。</p> | <p>障害者グループホーム等の整備と体制強化を促進し、障害者の地域での自立生活の促進及び福祉の向上を図るため、実施状況やニーズを踏まえ、今後も継続して実施します。</p> <p>また、消防設備の設置により、グループホームにおける防災安全対策の推進を図ります。</p> |

精神障害者居住支援

【所管：保健予防課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>賃貸契約による一般住宅（公営・民間賃貸住宅）への入居を希望する精神障害者に対して、住まい探しから入居後の生活を支援するとともに家主等との連絡調整を行います。</p> | <p>精神障害のある方が居住の場を安定的に確保できるよう支援を継続します。</p> |

家賃助成

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---|
| <p>・グループホームの家賃助成 グループホームを利用する障害者が支払った家賃のうち一定額を助成します。</p> <p>・民間賃貸住宅家賃等の助成 民間の賃貸住宅に居住する心身障害者世帯が、取り壊し等により転居を求められ転居した場合に、住まいの安定を図るため、新しい住まいの家賃と旧家賃との差額を助成します。</p> | <p>地域での自立した生活を支援するために、今後も継続して実施します。</p> <p>時代に合わせたサービスの提供について研究します。</p> |

施策項目 4 移動の円滑化支援

福祉有償運送の充実と拡充

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---------------------------------|
| 身体障害者等の移動制約者の移動を確保するため、福祉有償運送事業を運営しているNPO法人事業者に対し、助成・支援します。 | これまでの実施状況やニーズを踏まえ、今後も継続して実施します。 |

自動車燃料費・タクシー利用の助成

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|--|
| <p>・自動車燃料費等の助成 心身障害者が利用する自動車の燃料費や自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。</p> <p>・自動車改造費の助成 重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する経費を助成します。</p> <p>・タクシー利用の助成 タクシー利用券を発行し、迎車料金及び乗車料金の一部を補助します。</p> <p>・補助犬の給付 障害のある該当の人に補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を給付します。</p> | <p>事業の継続については、時代に合わせたサービスの提供について研究します。</p> <p>都制度のため、継続となる見込みです。</p> |

施策項目 5 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|------|--------|
| | |

施策項目 6 障害福祉サービスの質の向上

障害福祉サービス事業者支援事業

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|-------------------------|
| <p>・障害児通所支援事業所の指定 児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指</p> | 法令等を遵守し、指定業務等を適正に実施します。 |

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|--|
| <p>導、生活能力の向上のために必要な訓練、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行う事業所の指定関連業務を行います。</p> <p>・ 特定・障害児相談支援事業所の指定 障害をお持ちの方が、障害福祉サービスを利用するための必要となるサービス利用支援及び継続サービス利用支援などを作成するための相談、支援を行う事業所の指定関連業務を行います。</p> <p>・ 社会福祉法人の認可 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人の認可関連業務及び指導監査業務を行います。</p> <p>・ 指定障害福祉サービス事業所の指導監査・集団指導 自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業者指導指針及び障害福祉サービス事業者監査指針を参考に指導監査及び集団指導を行います。</p> <p>・ 江戸川区相談支援専門員等研修事業 相談支援専門員をはじめ、江戸川区内の相談支援事業に関わる者に対し、人材育成研修を実施します。</p> <p>・ 江戸川区介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金の支給 基準日において、対象事業所における勤続年数が採用日の翌日から起算して、継続して3年以上4年未満であり、この年数を常勤の介護職員等及び福祉職員として勤務している者に対して奨励金10万円を支給します。</p> | <p>法令等を遵守し、指定業務等を適正に実施します。</p> <p>法令等を遵守し、認可業務等を適正に実施します。</p> <p>法令等を遵守し、指導監査業務等を適正に実施します。</p> <p>民間事業者の専門的な提案に基づく、体系的な人材育成研修を計画的に実施します。相談支援専門員の質の向上及び、江戸川区の重層的な障害者福祉の充実を図ります。</p> <p>介護・福祉人材の確保及び勤務意欲の向上を図り、介護・福祉サービスの質の向上につなげます。</p> |

施策の柱（３）経済的自立の支援

施策項目 1 各種手当支給/医療費支給

各種手当の支給

【所管：障害者福祉課、児童家庭課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| 心身障害者福祉手当、障害手当[児童育成手当]、難病患者福祉手当、育成手当[児童育成手当]を支給します。また、国、都が支給する重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当があります。 | 資格要件の判定など、迅速かつ適正に行います。今後は時代に合わせたサービスの提供について研究します。 |

医療費の助成

【所管：障害者福祉課、保健予防課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>・医療費の助成 心身障害者医療費助成、難病の医療費助成、小児慢性疾患の医療費助成の制度があります。</p> <p>・自立支援医療の給付 更生医療、育成医療、精神通院医療に対して医療費を給付します。</p> | <p>都制度のため、継続となる見込みです。当面継続予定</p> <p>当面継続予定</p> |

扶養共済制度

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|--------------------|
| <p>・扶養共済制度 心身障害者扶養共済があります。</p> | 都制度のため、継続となる見込みです。 |

基本目標 4 子どもの健やかな成長を支援

現状と課題

障害児への支援は、成長期に応じて、出生から幼児期、第一学齢期（義務教育期）第二学齢期（義務教育後～18歳未満）までの切れ目のない支援の提供が必要です。本区では地域における障害児支援の中核として区立児童発達支援センターを設置運営し、障害のある子どもと家庭に対して適切な発達支援の提供を図っています。

計画策定のためのアンケート調査結果によると、児童通所施設を利用している児童では、通園、通学の上での困りごとの上位3位は、「教育や療育の情報が少ない」「障害に応じた授業のサポート」「生徒や教員の障害への理解」となっており、障害児への周囲の理解が大きな課題となっています。また、介護者の悩みでは、割合の高い順に、「親の老後・亡き後の生活や財産管理」「精神的な不安」「気軽に相談や介護を頼める人がいない」「自分のための時間が持てない」「家族に我慢をさせてしまう」となっており、介助をしている家族への支援が重要な課題となっています。

計画策定のためのアンケート（医療的ケア児編）調査結果では、介護の悩みや不安については、「成長や将来への不安」「身体的な負担」「本人を連れての外出困難」が上位3位となっています。介護負担や介護疲れがさらに大きな課題となっています。また、介護者の負担軽減のために必要なサービスについては、「レスパイト事業」「日帰りショートステイ」「ショートステイ」「外出への支援」が上位を占めており、医療的ケアのある障害児が利用できるショートステイの整備が急務となっています。

本区では、令和6年度には、3か所目となる区立児童発達支援センターを葛西地域に開設し、保護者がより身近なところで子育ての悩みを相談できる環境を整備していきます。地域における障害児支援として、専門性に基づいた発達支援と家族支援、そして、子育て関連事業所に対する助言や援助機能を担っていく機関の充実が課題となっています。

施策の柱（1）子育て支援

施策項目 1 障害のある子どもへの支援の充実

児童発達支援センター機能の充実

【所管：障害者福祉課、健康サービス課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| ・児童発達支援センター機能の充実 児童療育事業を行うとともに、研修実施や関係機関等との連携により地域の中核的な支援機関を担っていきます。発達相談・支援センターでは乳幼児から成人までワンストップで切れ目のない支援を行います。 | 児童療育事業を行い、かつ地域の中核的な支援機関であるよう関係機関と連携し、研修等を実施していきます。適切な児童発達支援センターの配置を見定め設置していきます。 |

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|----------------------|
| <p>・心理相談 言葉や日常生活習慣など発達について個別相談を実施します。</p> | <p>今後も継続して実施します。</p> |

育成室

【所管：保育課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---------------------------|-------------------------------------|
| <p>早期療育、発達相談の充実を図ります。</p> | <p>職員の専門性の向上に努め、引き続き支援の充実に努めます。</p> |

就学相談

【所管：学務課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>心や身体等に発達の遅れや不安があるお子さんについて就学相談を行います。子どもの立場にたって、一人ひとりのライフステージを見通し、どのような教育を受けるのが適正か、きめ細かく相談に応じます。</p> | <p>心や身体等に発達の遅れや不安があるお子さんについて就学相談を行います。保護者や子どもの立場にたって、一人ひとりのライフステージを見通し、どのような教育を受けるのが適正か、きめ細かく相談に応じます。</p> |

区立児童相談所における障害相談

【所管：援助課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|-----------------------------|--|
| <p>子どもの養育に関する障害相談に応じます。</p> | <p>関係機関との連携を図り、安心して子どもを養育していける環境作りを行います。</p> |

特別支援教育

【所管：学務課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--|
| <p>・就学奨励費 特別支援学級の児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じ、教育費、修学旅行費等の一部を助成します。</p> <p>・専門家チームの派遣 配慮を必要とする児童・生徒を支援するために、学校の要請により医師・大学教授・臨床発達心理士・特別支援学校特別支援教育コーディネーター等で構成される専門家チームを学校に派遣して、当該児童・生徒への望ましい教育的対応について専門的な視点から助言します。</p> <p>・特別支援教室の全校実施 通常学級に在籍し、情緒面の課題に対し、指導が必要と認められた児童・生徒は、学校を移動することなく、在籍校において巡回指導を受けることができます。</p> | <p>引き続き、特別支援学級の児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じ、教育費、修学旅行費等の一部を助成します。</p> <p>引き続き、配慮を必要とする児童・生徒を支援するために、学校の要請により医師・大学教授・臨床発達心理士・特別支援学校特別支援教育コーディネーター等で構成される専門家チームを学校に派遣して、当該児童・生徒への望ましい教育的対応について専門的な視点から助言します。</p> <p>H30年度に小学校で全校実施、R2年度に中学校でも全校実施達成しました。</p> |

医療的ケア児支援の充実

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--|
| <p>・医療的ケア児支援関係機関連携会議 医療的ケア児の支援に関する関係者間の連絡調整及び情報交換を行います。</p> | 医療的ケア児の増加等踏まえ、今後も継続して実施します。 |
| <p>・医療的ケア児コーディネーターの配置 医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担い、情報提供や関係機関と連携します。</p> | 医療的ケア児の増加等踏まえ、今後も継続して実施します。 |
| <p>・医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している民間事業所へ助成します。</p> | 地域における医療的ケア児等コーディネーターの活動の定着を促進するため、今後も継続して実施します。 |

施策の柱（２）教育の振興

施策項目 1

インクルーシブ教育システムの推進

幼稚園・保育園のインクルーシブ保育

【所管：子育て支援課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|----------------------------------|--------------------------|
| 認可私立保育園を対象にした発達コーディネーター研修を実施します。 | 発達コーディネーターを育成し、広く普及させます。 |

区立小・中学校のインクルーシブ教育

【所管：教育推進課、学務課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---|
| 区立小・中学校において日常的に医療的ケアが必要な児童等の受け入れ及び看護師派遣を実施します。なお、すすくすくスクールや学童クラブ登録においても、医療的ケア児や障害児への支援を行います。 | 今後も保護者や学校と情報共有はかりながら、医療的ケア児の受け入れを行っていきます。また、円滑な就学に向けて必要な相談・支援を行います。 |

基本目標 5 就労と生きがいくくり

現状と課題

障害のある方の就労支援は、社会参加や経済的自立にも通ずる施策です。障害のある方がいきいきと働き続けるためには、自らの希望や力量に応じた働き方を選択できることが必要です。

計画策定のためのアンケート調査結果では、就労しやすくなるための支援は、「職場の障害理解についての支援」「疾患や障害の特性に合った求人情報の提供」「仕事内容の調整（障害に合った仕事内容、勤務日数や時間など）」「疾患や障害の特性に合った職業訓練」が必要なものとして上位に挙げられており、就労開始時等において、就労先や働き方に関して障害特性に応じた丁寧な支援が必要とされていることが窺えます。また、これらの取り組みは、就職後の就労定着にもつながる要素となっています。

今般、国の就労支援施策は大きな改正があり、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による就労ニーズの把握や能力、適性の評価及び就労開始後の配慮事項などの整理）の手法を活用した「就労選択支援」の開始が予定されています。

また、一般企業就労中に就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることも改正に盛り込まれ、さらに、重度障害者の就労機会の拡大のため、一般企業における障害者雇用の実雇用率算定について、週 10 時間以上 20 時間未満の重度障害者を算定できるように改正されます。

このような就労支援施策改正に沿った具体的な就労支援の整備を進めていくことが課題となっています。

施策の柱（1）雇用・就業の推進

施策項目 1 総合的な就労支援

障害者就労相談事業

【所管：障害者福祉課、保健予防課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>・就労支援フェアの開催 障害者の就労支援と企業における雇用促進を目的に、講演会や面接会、施設紹介コーナーの設置等を行います。</p> <p>・精神障害者就労支援 就労を希望する精神障害者に対し、就労訓練事業所の紹介・関係機関への同行・求職活動への準備支援等を総合的に行います。</p> | <p>企業の障害者雇用に関する理解を深めるとともに、障害者の雇用を一層推進していくために、継続して実施します。</p> <p>当面継続予定</p> |

障害者就労訓練事業**【所管：障害者福祉課】**

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>区立障害者就労支援センターにおいて、一般就労を希望し、企業への就労が見込まれる障害者に対して就労に関する支援を行います。</p> | <p>障害等のある方の自立と社会参加が促進されるよう的確な支援を継続して行います。</p> |

障害就労支援ネットワーク事業**【所管：障害者福祉課】**

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|------|--------|
| | |

障害者雇用優良企業表彰**【所管：障害者福祉課】**

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>・障害者雇用優良企業表彰 障害者の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所を表彰し、その実績を広く周知することにより、区内事業所への障害者雇用の一層の促進を図ります。</p> | <p>障害者雇用だけに特化するのではなく、「障害者就労施設へ役務の提供」など幅広く障害者の就労に関する取り組みを行っている事業所を表彰できるように要綱改正に取り組み、障害者雇用等の一層の促進を図ります。</p> |

施策の柱（２）文化芸術活動・スポーツの振興

施策項目 1 社会環境の整備

パラスポーツへの支援

【所管：スポーツ振興課、障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--|
| <p>・東京 2020 パラリンピック 22 競技 “できる” 宣言 東京 2020 パラリンピックで実施された 22 競技について区内での実施環境を整備・促進します。</p> <p>・パラスポーツクラブえどがわ（旧・オランダクラブ） 障害者が安定的・継続的に運動できる場の創設を目的に区内スポーツ施設等において教室事業を定期的実施します。</p> <p>・EDORIKU パラ陸上教室 下肢障害がある車いす利用者と立位での自走可能な身体障害者を対象とした陸上教室を実施します。</p> <p>・アクティブ KIDS スポーツクラブ 障害児が幼少期からスポーツを体験し、魅力を知ること、生涯を通じてスポーツを実施するための習慣を身につけます。</p> <p>・パラスポーツフェスタえどがわ 複数のパラスポーツ体験やアスリートのトークショーなどによる来場者型イベントです。</p> <p>・出前パラスポ体験！ パラスポーツの魅力伝えるため区内小・中学校、福祉施設等を対象にパラスポーツの体験会やパラアスリートによる講演会を実施します。</p> <p>・パラスポーツ初心者教室 身体障害のためにスポーツや運動の実施に不安がある区民に対し、健康運動指導士や理学療法士等が区民に適切な運動の紹介や情報の提供を行います。</p> | <p>ハード面での実施環境は整っているため、ソフト面の実施環境を充実していきます。</p> <p>障害者のニーズに合った教室を増やしていきます。</p> <p>参加者の中心は車いす利用者のため、立位での自走可能な身体障害者の参加者を増やしていきます。</p> <p>周知を強化し、参加者数アップをはかっていきます。</p> <p>より多くの区民が参加するよう周知を強化していきます。</p> <p>より多様な区民が体験できるよう対象の幅を広げていきます。</p> <p>身体障害のある区民に対して、継続的に運動する機会を提供します。</p> |

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|--|
| <p>・ 江戸川区長杯ポッチャ交流大会 障害の有無を問わずに参加できるポッチャの大会を通じて、子ども、熟年者、障害者、外国人などあらゆる区民が同一競技を実施することで、相互理解と交流を深めます。</p> <p>・ 江戸川区総合体育祭区民大会（春季・秋季） 区民大会の部門に障害者部門を設立しました。</p> <p>・ 障害者スポーツ大会への助成 心身障害者（児）のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。</p> | <p>より多様な区民が参加できるよう周知を強化していきます。</p> <p>一部の団体で実現していますが、今後更に実施団体を増やしていきます。</p> <p>すべての人を機会平等の下に参加してもらうよう事業の見直しを実施します。</p> |

障害者作品展への助成

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|---------------------------|
| <p>・ 障害者作品展への助成 心身障害者（児）の作品を一堂に集め、日頃の成果の発表の場とし、励ましあうとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し助成します。</p> | <p>引き続き、同規模で実施していきます。</p> |

点字図書

【所管：障害者福祉課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|--|-----------------------------------|
| <p>・ 点字図書の給付 主に情報の入手を点字に頼っている視覚障害のある人に対して、点字図書を給付します。</p> | <p>利用者の利便性を保つため、今後も継続して実施します。</p> |

農福連携事業

【所管：産業経済課】

| 事業内容 | 今後の方向性 |
|---|---|
| <p>・ 農福連携事業 区民農園に専用区画を設置し障害者の自信の創出や生きがいの場を提供します。</p> | <p>農業体験を通じた交流と、生きがいのづくりや健康増進等を促進するため、今後も継続して農園での作業機会を提供します。</p> |